

米国株式モニターファンド

愛称：ベクター博士

追加型投信 / 海外 / 株式 / 特殊型

投資信託説明書 (請求目論見書)

2018.10.11

T & Dアセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「米国株式モニターファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年4月13日に関東財務局長に提出しており、2018年4月14日にその効力が生じております。

有価証券届出書提出日	: 2018年4月13日
発行者名	: T & Dアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 藤瀬 宏
本店の所在の場所	: 東京都港区芝五丁目36番7号
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: 米国株式モニターファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	: 1兆円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第二部 フ ァ ン ド 情 報	3
第1 フ ァ ン ド の 状 況	3
第2 管 理 及 び 運 営	27
第3 フ ァ ン ド の 経 理 状 況	33
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	53
第三部 委 託 会 社 等 の 情 報	54
第1 委 託 会 社 等 の 概 況	54
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

米国株式モニターファンド

ただし、愛称として「ベクター博士」という名称を用いることがあります。

(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドは、委託者(以下「委託会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、1万口あたりに換算した価額で表示されます。)

基準価額につきましては、販売会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

3.24% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。
なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2018年4月14日から2019年1月31日まで

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所 (販売会社) につきましては、前述の「 (4) 発行 (売出) 価格」の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、購入代金を申し込めます販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所 (販売会社) と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「 (4) 発行 (売出) 価格」の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「 (11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「 (11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	インデックス型
追加型投信	海 外	不動産投信（リート） その他資産 資産複合	特 殊 型
	内 外		

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型

目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回	日本 北米 欧州 アジア	条件付運用型
不動産投信	年6回（隔月）	オセアニア 中南米 アフリカ	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
その他資産 （有価証券店頭指数等 先渡取引）	年12回（毎月） 日々	中近東（中東） エマージング	その他 （ベクター戦略）
資産複合	その他		

その他資産（有価証券店頭指数等先渡取引）

ファンドは、主として有価証券店頭指数等先渡取引に投資します。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

その他（ベクター戦略）

特殊型のその他とは、目論見書または信託約款において、「ブル・ベア型」、「条件付運用型」、「ロング・ショート型／絶対収益型」の特殊型分類のうち、いずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

ベクター戦略とは、店頭デリバティブ取引をヘッジ目的以外に積極的に利用し、有価証券店頭指数等先渡取引の買建を通じて、S&P500エクセスリターン指数とVIX短期先物エクセスリターン指数を投資対象として、一定のルールに基づいて日次でその投資配分を調整する戦略の投資成果を享受する運用で、委託会社が独自に定めた定義です。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

1 成長が期待される米国株式(S&P500)およびS&P500VIX短期先物指数(以下、「VIX先物指数」といいます。)*¹を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ファンドでは「ベクター戦略」の投資成果を実質的に享受する運用を行います。ファンドにおける「ベクター戦略」とは、S&P500エクセスリターン指数およびVIX短期先物エクセスリターン指数を投資対象として、一定のルールに基づき、日次でその投資配分を調整する投資戦略です。両指数の投資配分比率は、The S&P 500 Dynamic VEQTOR Index(以下、「ベクター指数」ということがあります。)*²と同等となることを目指します。なお、エクセスリターン指数とは、参照する指数のトータルリターンからキャッシュ運用のリターンを控除したリターンを指数化したものです。
- 実際の運用にあたっては、有価証券店頭指数等先渡取引*³を活用し、米国の代表的な株価指数の一つであるS&P500のリターンを指数化したS&P500エクセスリターン指数およびVIX短期先物エクセスリターン指数への実質的な投資効果を楽しみます。*⁴
- ファンドの投資元本については円建てとなりますが、有価証券店頭指数等先渡取引の損益部分についてのみ米ドル建てとなるため為替変動リスクが発生します。

※1 VIX(ヴィックス)指数(CBOE Volatility Index)とは、米国の主要株価指数の一つであるS&P500のオプション取引の値動きをもとにCBOE(シカゴオプション取引所)が算出・公表するものであり、数値が高いほど投資家が相場の先行きに不確実性を感じているとされます。

VIX(ヴィックス)短期先物指数とは、先物決済日までの加重平均残存日数が約1ヵ月程度になるようにCBOEに上場されているVIX指数先物の第1限月物や第2限月物で構成される指数です。

※2 The S&P 500 Dynamic VEQTOR IndexはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)およびThe Chicago Board Options Exchangeの商品です。

※3 有価証券店頭指数等先渡取引とは、有価証券約定数値(有価証券指標として約定する数値)と有価証券現実数値(将来の一定の時期における現実の当該有価証券指標の数値)の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引をいいます。

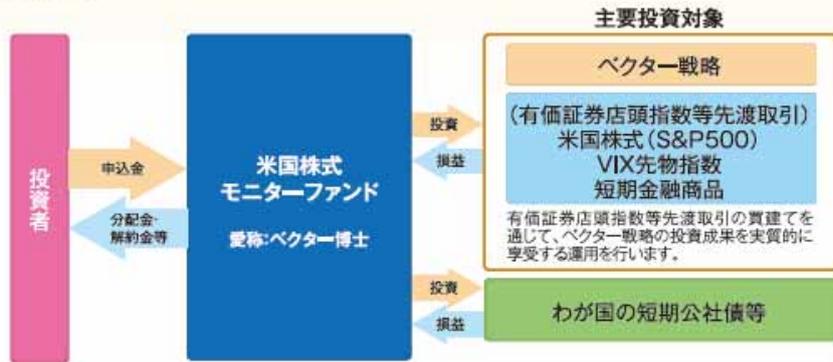
※4 有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。なお、外貨建資産については為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

2 「ベクター戦略」を活用することで、株式投資における価格変動リスク*の低減を目指すとともに、市場の下落局面においても新たな収益機会を獲得することを目指します。

※ 株式投資における価格変動リスクとは、値動きの振幅をいいます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

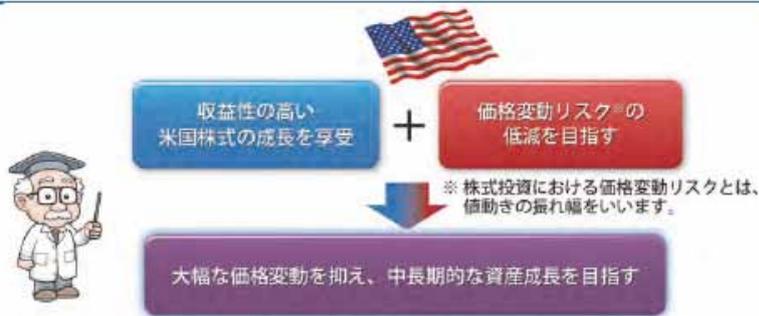
● ファンドの仕組み



- 有価証券店頭指数等先渡取引の組入比率は、原則として高位を保ちます。

● ファンドのポイント

■ ファンドは、今後も成長が期待される米国株式に実質的に投資を行いつつ、VIX先物指数への投資を行うことで、株式投資における価格変動リスクの低減を目指します。



● ベクター戦略とは

■ ファンドでは、株式投資における価格変動リスクの低減を目指すため、「ベクター戦略」を活用します。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● ベクター戦略の投資配分のイメージ

- ベクター戦略では、米国株式(S&P500)およびVIX指数の値動きや方向性を日々参照し、毎営業日 **投資配分比率を決定**します。
- 異なる性質を持つ2つの指数に対し、機動的な投資配分比率の見直しを行うことで、**安定した値動きを目指**します。



* 株価急落時にVIX先物指数の上昇が鈍い等、戦略の成果が短期的に落ち込んだ場合には、資産保全のために各指数への投資を一時中断し、短期金融商品で運用を行うことがあります。

* ベクター戦略では、各指数の値動きや方向性を参照してそれぞれへの投資配分比率を決定します。そのため、参照する指数の方向性が明確でない局面や、米国株式市場が大きく上昇する局面等、米国株式のみで運用する場合と比べて、投資効果が劣後する場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金の限度額は2,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

追加的記載事項

● ベクター戦略の投資配分ルール

- ベクター戦略では、平時にはVIX先物指数への投資配分比率を減らし、米国株式(S&P500)の値上がり益の享受を目指します。
- 一方で、有事にはVIX先物指数への投資配分比率を増やし、株式の値下がり影響緩和を目指します。

投資配分比率一覧表

VIX 指数の方向性

【投資配分比率の表示例】
米国株式(S&P500) / VIX先物指数
97.5% / 2.5%

平時 (晴) ← VIX指数の上昇傾向は、株価下落の予兆 (VIX先物指数への投資配分を増やす) → 有事 (曇)

米国株式(S&P500)の約1ヵ月間の変動率	平時	VIX 指数の方向性		
		下落傾向	傾向なし	上昇傾向
~ 10%	97.5% / 2.5%	97.5% / 2.5%	90% / 10%	90% / 10%
10% ~ 20%	97.5% / 2.5%	97.5% / 2.5%	90% / 10%	85% / 15%
20% ~ 35%	90% / 10%	90% / 10%	85% / 15%	75% / 25%
35% ~ 45%	85% / 15%	85% / 15%	75% / 25%	60% / 40%
45% ~	75% / 25%	75% / 25%	60% / 40%	60% / 40%

有事 (曇)

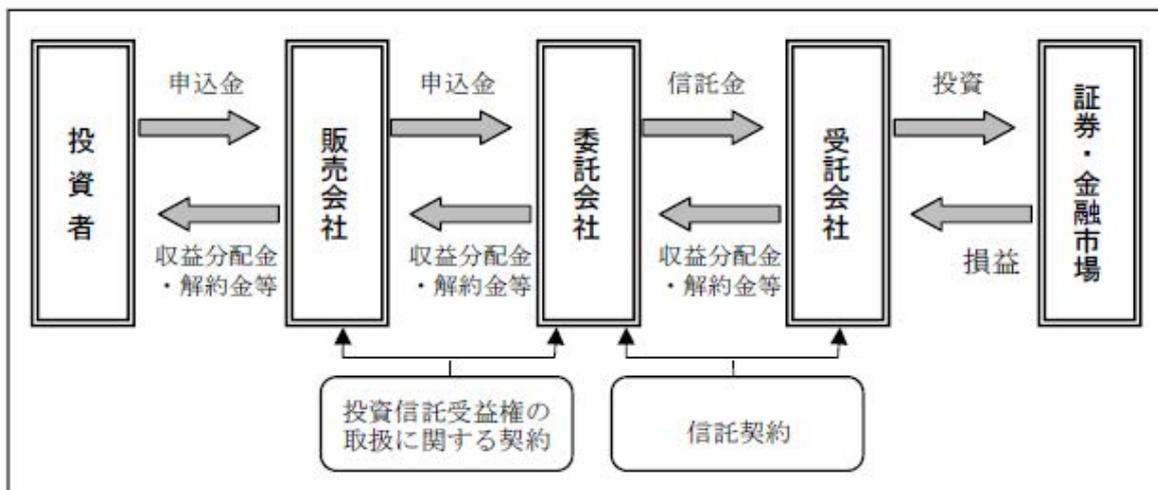
- 米国株式(S&P500)の約1ヵ月間(22営業日)の変動率を計測 [表内縦軸]
- 一定のルールに基づき、VIX指数の方向性を判定[表内横軸]
- 上記の市場変動を毎営業日判定し、左記の一覧表に応じて投資配分比率を決定
- 運用成果が5営業日前と比較して2%以上下落した場合には、翌営業日から短期金融商品に100%配分し、資産の保全を図る (上記の下落率が2%未満となった翌営業日から投資を再開)

(2) 【ファンドの沿革】

2014年2月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

(委託会社が関係人と締結している契約等の概要を含みます。)

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

2018年7月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2018年7月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

店頭デリバティブ取引をヘッジ目的以外に積極的に利用し、有価証券店頭指数等先渡取引の買建を通じて、S&P500エクセスリターン指数とVIX短期先物エクセスリターン指数を投資対象として、一定のルールに基づいて日次でその投資配分を調整する投資戦略（以下「ベクター戦略」といいます。）の投資成果を享受する運用を行うことで、中長期的に信託財産の成長を目指します。

ベクター戦略では、S&P500エクセスリターン指数とVIX短期先物エクセスリターン指数の投資配分比率は、The S&P 500 Dynamic VEQTOR Index と同等の投資配分比率を目指します。

有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。有価証券店頭指数等先渡取引のネット買建額の信託財産の純資産総額に対する割合は、原則として高位を保ちます。

わが国の国債、有価証券店頭指数等先渡取引およびベクター戦略と同様の投資成果を享受する上場有価証券のネット買建額を合わせた組入れ額の信託財産の純資産総額に対する割合は、原則として200%を上限とします。

有価証券店頭指数等先渡取引の決済日までの契約期間は、原則として契約時において6ヵ月を超えないものとします。

原則として、有価証券店頭指数等先渡取引は、取引の開始日から決済日までの間のベクター戦略の騰落率に連動する損益を受け払いする取引とします。

原則として、有価証券店頭指数等先渡取引の相手方との間で、現金または有価証券による担保の差入もしくは受入を行います。

ファンドの設定解約動向、運用状況、その他の資金動向、市場動向等により、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 【投資対象】

わが国の国債、および有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げる取引をいいます。）を主要投資対象とします。また、有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1) 有価証券

(2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

3. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

4. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
6. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
7. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
8. コマーシャル・ペーパー
9. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
10. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
13. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
14. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書ならびに10.および15.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から4.の証券ならびに10.および15.の証券または証書のうち2.から4.の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、11.および12.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

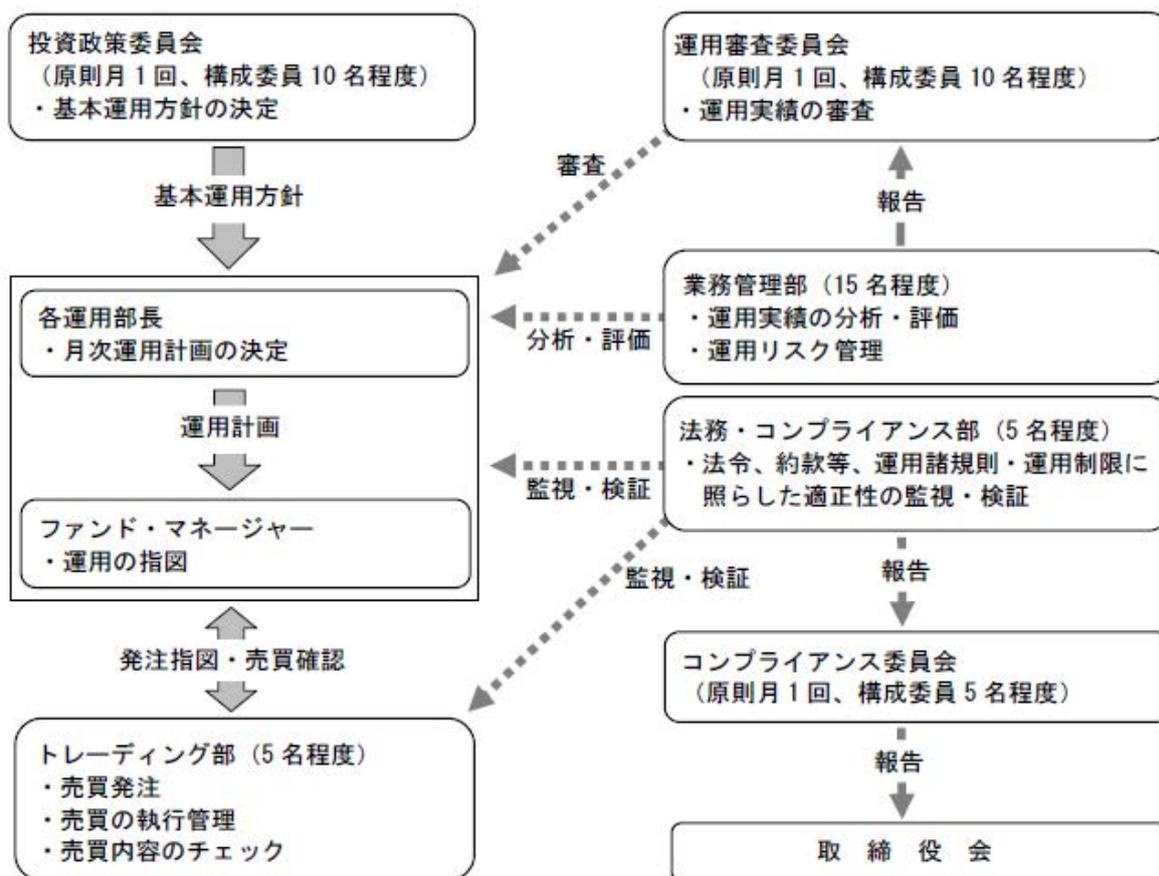
委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2018年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回、毎決算時（原則として1月15日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券店頭指数等先渡取引の相手方は、契約時においていずれかの信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。）からB B B格以上の発行体信用格付を取得している相手方、またはこれに準ずる相手方とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引および有価証券店頭オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所等および外国の金融商品取引所等によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所等および外国の金融商品取引所等によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- d. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

価格変動リスク

ファンドは、有価証券店頭指数等先渡取引を通じ、米国株式（S&P500）および S&P500VIX 短期先物指数を実質的な投資対象とします。また、ファンドでは有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。当該投資対象指数は市場・経済の状況等を反映し変動します。当該投資対象指数が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク（カウンターパーティリスク）

ファンドでは有価証券店頭指数等先渡取引を活用します。ファンドの行う有価証券店頭指数等先渡取引は、取引の相手方に証拠金や担保を差し入れ、投資成果を享受する契約です。また、ファンドでは有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。当該取引の相手方および当該上場有価証券の発行体の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により契約が不履行になり、損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

ファンドは、円建ての有価証券店頭指数等先渡取引を活用して投資を行いますので、有価証券店頭指数等先渡取引の投資元本に関わる為替リスクはありません。ただし、損益部分については米ドル建てとなるため為替変動の影響を受けます。また、有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券（米ドル建て）については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図りますが、完全にヘッジすることはできません。従って、通貨変動により、円高/米ドル安になった場合、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となり、投資元本に欠損を生じるおそれがあります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、有価証券店頭指数等先渡取引を活用して、「ベクター戦略」の投資成果を実質的に享受することを目指す運用を行います。ファンドにおける「ベクター戦略」とは、S&P500エクセスリターン指数およびVIX短期先物エクセスリターン指数を投資対象として、一定のルールに基づき、日次でその投資配分を調整する投資戦略です。両指数の投資配分比率は、The S&P 500 Dynamic VEQTOR Indexと同等となることを目指しますが、資金動向や投資環境等により、必ずしも同等の投資配分比率とはならず、目標とする投資成果をお約束するものではありません。

(3) リスクの管理体制

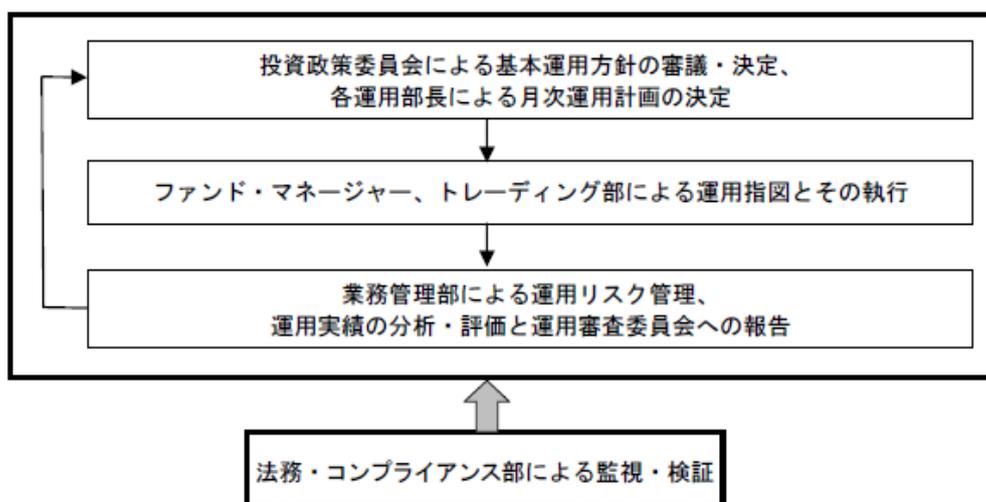
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2018年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

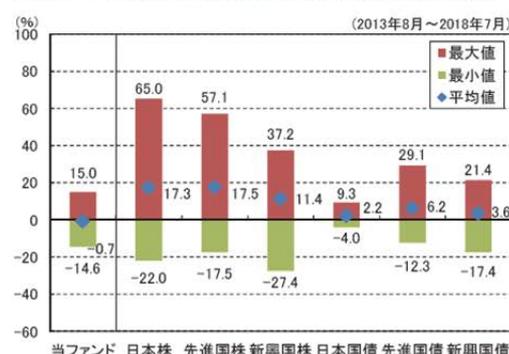
< 参考情報 >

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

< ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 >



< ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- * ファンドは2014年2月28日に設定されたため、ファンドの騰落率及び分配金再投資基準価額は、2014年2月以降のデータをもとに表示しています。
- * 右のグラフは、2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- * 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 上記の騰落率は2018年7月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社が個別に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額 としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.566%(税抜1.45%)を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率]

(年率)

各販売会社の 純資産総額	30億円以下 の部分	30億円超 60億円以下 の部分	60億円超 100億円以下の 部分	100億円超 500億円以下の 部分	500億円超 の部分
委託会社	0.648% (税抜0.60%)	0.54% (税抜0.50%)	0.459% (税抜0.425%)	0.405% (税抜0.375%)	0.378% (税抜0.35%)
販売会社	0.864% (税抜0.80%)	0.972% (税抜0.90%)	1.053% (税抜0.975%)	1.107% (税抜0.025%)	1.134% (税抜1.05%)
受託会社	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

税金の取扱いについては、2018年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2018年7月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資証券	イギリス	2	5.96
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	30	94.04
合計（純資産総額）	-	32	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券店頭指数等先渡取引	買建	イギリス	27,975,430	88.62

(注) 有価証券店頭指数等先渡取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建	-	1,773,280	5.62

(注) 為替予約取引の時価については、原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって評価しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(2018年7月31日現在)

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面 総額	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	US ドル	投資証券	BARCLAYS ETN+ DYN VEQTORTM	101	166.760 1,869,714	167.795 1,881,321	5.96

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資証券における数量欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2018年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	5.96
合計	5.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2018年7月31日現在)

区 分	種 類	簿 価 (円)	時 価 (円)	投資比率 (%)
市場取引以外の取引	有価証券店頭指数等先渡取引 買 建 V E Q T O R	29,000,000	27,975,430	88.62

(注) 1 時価の算定方法

有価証券店頭指数等先渡取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2018年7月31日現在)

区 分	種 類	簿 価 (円)	時 価 (円)	投資比率 (%)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 U S ドル	1,773,424	1,773,280	5.62

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引の時価については、原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (2015年1月15日現在)	479	479	1.0198	1.0198
第2期 計算期間 (2016年1月15日現在)	150	150	0.8878	0.8878
第3期 計算期間 (2017年1月16日現在)	99	99	0.8919	0.8919
2017年7月末日	73	-	0.9255	-
2017年8月末日	73	-	0.9246	-
2017年9月末日	72	-	0.9359	-
2017年10月末日	71	-	0.9482	-
2017年11月末日	72	-	0.9620	-
2017年12月末日	59	-	0.9756	-
第4期 計算期間 (2018年1月15日現在)	59	59	1.0065	1.0065
2018年1月末日	60	-	1.0247	-
2018年2月末日	45	-	1.0539	-
2018年3月末日	37	-	1.0020	-
2018年4月末日	35	-	0.9794	-
2018年5月末日	35	-	0.9992	-
2018年6月末日	34	-	0.9823	-
2018年7月末日	32	-	1.0028	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2015年1月15日）	0.0000
第2期 計算期間（2016年1月15日）	0.0000
第3期 計算期間（2017年1月16日）	0.0000
第4期 計算期間（2018年1月15日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2014年2月28日～2015年1月15日）	1.98
第2期 計算期間（2015年1月16日～2016年1月15日）	12.94
第3期 計算期間（2016年1月16日～2017年1月16日）	0.46
第4期 計算期間（2017年1月17日～2018年1月15日）	12.85
第5期 計算期間中（2018年1月16日～2018年7月31日）	0.37

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については2018年7月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万円当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2014年2月28日～2015年1月15日）	1,230,228,913	760,838,962
第2期 計算期間（2015年1月16日～2016年1月15日）	223,531	300,673,096
第3期 計算期間（2016年1月16日～2017年1月16日）	112,234	57,864,626
第4期 計算期間（2017年1月17日～2018年1月15日）	469,042	52,963,966
第5期 計算期間中（2018年1月16日～2018年7月31日）	3,640,467	30,852,858

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2018年1月	0円
2017年1月	0円
2016年1月	0円
2015年1月	0円
—	—
設定来累計	0円

主要な資産の状況

●投資比率

債券	—
投資証券	6.0%
現金・預金等	94.0%
合計	100.0%
有価証券店頭指数等先渡取引(買建)	88.6%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

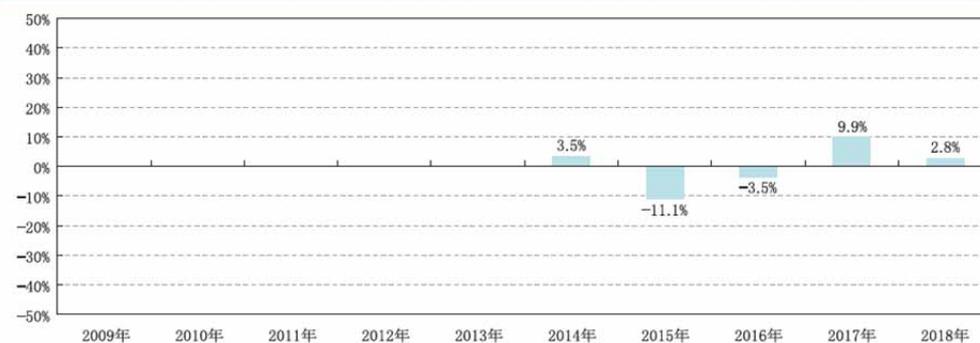
●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 1)	資産	償還年月日	比率
Barclays ETN+ DYN VEQTOR™	投資証券	2020/9/8	6.0%

●有価証券店頭指数等先渡取引の状況

銘柄名(銘柄数 1)	買建・売建	比率
The S&P 500 Dynamic VEQTOR Index	買建	88.6%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2014年は設定日(2月28日)から12月末まで、2018年は年初から7月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記のいずれかに該当する日には、購入の申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 申込不可日 >

- ・ ニューヨークの銀行休業日
- ・ ロンドンの銀行休業日
- ・ シカゴオプション取引所の休業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。申込手数料につきましては、前述の「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までに申し込いただきます販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引の停止、市場の流動性が著しく低下した場合、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付した申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申請を行うことができます。ただし、販売会社の営業日であっても申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申請を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述の「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申請の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申請を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申請を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申請受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

換金申請は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引の停止、市場の流動性が著しく低下した場合、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申請の受付を中止することおよびすでに受付けた申請の受付を取消すことができます。なお、換金申請の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申請を撤回できます。ただし、受益者がその換金申請を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、換金申請を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申請受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申請等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・有価証券店頭指数等先渡取引：金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額
- ・公社債等：
 - a．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - b．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - c．価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2019年2月28日までですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年1月16日から翌年1月15日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回るようになったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (2) 委託会社は、この投資信託が主要投資対象とする有価証券店頭指数等先渡取引の相手方の信用状況が著しく悪化し、いずれの信用格付業者等からもBBB格以上の発行体信用格付を維持できなくなった場合であって、同等の取引を合理的な条件で行う相手方が他に見出せない場合、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引契約が終了することとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (4) (3)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (5) (3)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. b. から前項までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。なお、一部帳票名・科目名等が実務上の都合により、本来の名称と異なる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第4期計算期間（平成29年1月17日から平成30年1月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月13日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

蒲谷 剛史 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式モニターファンドの平成29年1月17日から平成30年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式モニターファンドの平成30年1月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成29年1月16日現在)	第4期 (平成30年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	77,920,802	41,015,263
投資証券	19,532,053	15,830,774
派生商品評価勘定	2,618,929	4,074,444
流動資産合計	100,071,784	60,920,481
資産合計	100,071,784	60,920,481
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,294,175
未払受託者報酬	31,061	18,879
未払委託者報酬	869,589	528,521
未払利息	160	70
その他未払費用	7,296	5,971
流動負債合計	908,106	1,847,616
負債合計	908,106	1,847,616
純資産の部		
元本等		
元本	111,187,994	58,693,070
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,024,316	379,795
(分配準備積立金)	1,833,098	977,218
元本等合計	99,163,678	59,072,865
純資産合計	99,163,678	59,072,865
負債純資産合計	100,071,784	60,920,481

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 (自 平成28年1月16日 至 平成29年1月16日)	第4期 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)
営業収益		
受取利息	1,792	8
有価証券売買等損益	614,875	2,098,966
派生商品取引等損益	2,438,263	8,275,838
為替差損益	213,277	239,033
営業収益合計	2,838,069	10,135,779
営業費用		
支払利息	54,284	39,558
受託者報酬	68,609	40,736
委託者報酬	1,920,746	1,140,771
その他費用	552,302	532,692
営業費用合計	2,595,941	1,753,757
営業利益	242,128	8,382,022
経常利益	242,128	8,382,022
当期純利益	242,128	8,382,022
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	185,230	1,678,510
期首剰余金又は期首欠損金 ()	18,963,494	12,024,316
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,525,562	5,741,355
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,525,562	5,741,355
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,742	40,756
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,742	40,756
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	12,024,316	379,795

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2)有価証券店頭指数等先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。 (3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
4 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当計算期間は、平成29年1月17日から平成30年1月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 (平成29年1月16日現在)	第4期 (平成30年1月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 111,187,994口	1 計算期間の末日における受益権の総数 58,693,070口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 12,024,316円	-
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8919円 (1万口当たり純資産額 8,919円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0065円 (1万口当たり純資産額 10,065円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別	第3期 (自平成28年1月16日 至平成29年1月16日)	第4期 (自平成29年1月17日 至平成30年1月15日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,682円)、及び分配準備積立金(1,833,098円)より、分配対象収益は1,836,780円(1万口当たり165円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(7,111円)、及び分配準備積立金(977,218円)より、分配対象収益は984,329円(1万口当たり167円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第3期 (自 平成28年1月16日 至 平成29年1月16日)	第4期 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、デリバティブ取引及びコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p> <p>デリバティブ取引は、有価証券店頭指数等先渡取引であり、買建てを通じてS&P500エクセスリターン指数とVIX短期先物エクセスリターン指数を投資対象として、一定のルールに基づいて日次でその投資配分を調整する投資戦略の投資成果を享受する運用を行うことを目的としております。リスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなどがあります。</p> <p>為替予約取引については、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引及び信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定に従って為替変動リスクを回避することを目的として行う取引です。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理</p>	同左

	<p>を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p> <p>また、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (平成29年1月16日現在)	第4期 (平成30年1月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>投資証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。</p> <p>有価証券店頭指数等先渡取引、為替予約取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項に記載の通りです。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。</p>	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 (自平成28年1月16日 至平成29年1月16日)	第4期 (自平成29年1月17日 至平成30年1月15日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第3期 (自 平成28年1月16日 至 平成29年1月16日)	第4期 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)
期首元本額		168,940,386 円	111,187,994 円
期中追加設定元本額		112,234 円	469,042 円
期中一部解約元本額		57,864,626 円	52,963,966 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第3期(自 平成28年1月16日 至 平成29年1月16日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	334,761 円
合計	334,761 円

第4期(自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,783,123 円
合計	1,783,123 円

3 デリバティブ取引関係

第3期（自 平成28年1月16日 至 平成29年1月16日）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	有価証券店頭指数等先渡取引 買 建 V E Q T O R	71,000,000	-	73,117,220	2,117,220
	合 計	71,000,000	-	73,117,220	2,117,220

（注）1 時価の算定方法

有価証券店頭指数等先渡取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 USドル	19,698,314	-	19,196,605	501,709
	合 計	19,698,314	-	19,196,605	501,709

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

第4期（自平成29年1月17日 至平成30年1月15日）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	有価証券店頭指数等先渡取引 買 建 V E Q T O R	38,000,000	-	41,829,260	3,829,260
	合 計	38,000,000	-	41,829,260	3,829,260

（注）1 時価の算定方法

有価証券店頭指数等先渡取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 USドル	15,543,864	-	15,298,680	245,184
	合 計	15,543,864	-	15,298,680	245,184

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成30年1月15日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	投資証券	BARCLAYS ETN+ DYN VEQTORTM	871	142,748.19	
		合計 (邦貨換算)	871	142,748.19 (15,830,774)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	投資証券 1 銘柄	26.80%	100.00%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記(デリバティブ取引関係)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

【中間財務諸表】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第5期中間計算期間(2018年1月16日から2018年7月15日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2018年9月13日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

羽柴 則夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式モニターファンドの2018年1月16日から2018年7月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、米国株式モニターファンドの2018年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年1月16日から2018年7月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

米国株式モニターファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2018年1月15日現在)	第5期中間計算期間 (2018年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,500
コール・ローン	41,015,263	31,892,500
投資証券	15,830,774	4,330,158
派生商品評価勘定	4,074,444	-
流動資産合計	60,920,481	36,224,158
資産合計		
	60,920,481	36,224,158
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,153,512
未払解約金	1,294,175	1,001,424
未払受託者報酬	18,879	10,981
未払委託者報酬	528,521	307,523
未払利息	70	190
その他未払費用	5,971	3,461
流動負債合計	1,847,616	2,477,091
負債合計		
	1,847,616	2,477,091
純資産の部		
元本等		
元本	58,693,070	33,613,031
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	379,795	134,036
(分配準備積立金)	977,218	523,635
元本等合計	59,072,865	33,747,067
純資産合計		
	59,072,865	33,747,067
負債純資産合計		
	60,920,481	36,224,158

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 (自 2017年1月17日 至 2017年7月16日)	第5期中間計算期間 (自 2018年1月16日 至 2018年7月15日)
営業収益		
受取利息	8	-
有価証券売買等損益	151,764	721,457
派生商品取引等損益	3,384,625	752,829
為替差損益	112,792	94,004
営業収益合計	3,423,605	1,380,282
営業費用		
支払利息	21,873	11,582
受託者報酬	21,857	10,981
委託者報酬	612,250	307,523
その他費用	227,573	222,296
営業費用合計	883,553	552,382
営業利益	2,540,052	827,900
経常利益	2,540,052	827,900
中間純利益	2,540,052	827,900
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	279,605	1,036,067
期首剰余金又は期首欠損金()	12,024,316	379,795
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,453,667	204,067
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,453,667	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	204,067
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,793	241,659
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	241,659
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,793	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	6,347,995	134,036

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2)有価証券店頭指数等先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。</p> <p>(3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第4期 (2018年1月15日現在)	第5期中間計算期間 (2018年7月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 58,693,070口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 33,613,031口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0065円 (1万口当たり純資産額 10,065円)	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0040円 (1万口当たり純資産額 10,040円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (2018年1月15日現在)	第5期中間計算期間 (2018年7月15日現在)
1 中間貸借対照表(又は貸借対照表)計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表(又は貸借対照表)の科目ごとの時価の算定方法	投資証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 有価証券店頭指数等先渡取引、為替予約取引については、(その他の注記)の2デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。 また、(その他の注記)の2デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第4期 (自 2017年1月17日 至 2018年1月15日)	第5期中間計算期間 (自 2018年1月16日 至 2018年7月15日)
期首元本額		111,187,994 円	58,693,070 円
期中追加設定元本額		469,042 円	3,637,791 円
期中一部解約元本額		52,963,966 円	28,717,830 円

2 デリバティブ取引関係

第4期（自 2017年1月17日 至 2018年1月15日）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	有価証券店頭指数等先渡取引 買 建				
	VEQTOR	38,000,000	-	41,829,260	3,829,260
合 計		38,000,000	-	41,829,260	3,829,260

（注）1 時価の算定方法

有価証券店頭指数等先渡取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	USドル	15,543,864	-	15,298,680	245,184
合 計		15,543,864	-	15,298,680	245,184

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

第5期中間計算期間（自 2018年1月16日 至 2018年7月15日）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	有価証券店頭指数等先渡取引 買 建				
	VEQTOR	29,000,000	-	27,960,640	1,039,360
合 計		29,000,000	-	27,960,640	1,039,360

（注）1 時価の算定方法

有価証券店頭指数等先渡取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	USドル	4,167,308	-	4,281,460	114,152
合 計		4,167,308	-	4,281,460	114,152

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2018年7月31日現在)

資産総額	63,541,688 円
負債総額	31,972,718 円
純資産総額 (-)	31,568,970 円
発行済数量	31,480,679 口
1単位当たり純資産額 (/)	1.0028 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2018年7月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

(2) 会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2018年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2018年7月末日現在、256本であり、その純資産総額の合計は1,145,789百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	156本	456,744百万円
単位型株式投資信託	43本	134,653百万円
単位型公社債投資信託	57本	554,392百万円
合計	256本	1,145,789百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

滝谷剛史 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第37期 (2017年3月31日現在)		第38期 (2018年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			6,642,674		7,254,267
2. 前払費用			39,531		46,019
3. 未収入金			48,324		-
4. 未収委託者報酬			854,047		1,054,036
5. 未収運用受託報酬			383,416		450,583
6. 繰延税金資産			52,937		104,232
流動資産計			8,020,932		8,909,139
固定資産					
1. 有形固定資産			176,527		141,929
(1) 建物	1	114,696		101,837	
(2) 器具備品	1	61,326		39,714	
(3) その他	1	504		378	
2. 無形固定資産			48,795		44,418
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		42,345		36,077	
(3) ソフトウェア仮勘定		3,586		5,477	
3. 投資その他の資産			296,532		295,596
(1) 投資有価証券		38,529		37,527	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		122,433		117,140	
(4) 繰延税金資産		103,847		116,050	
(5) その他		26,335		19,491	
固定資産計			521,854		481,944
資産合計			8,542,787		9,391,083

区分	注記 番号	第37期 (2017年3月31日現在)		第38期 (2018年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			14,970		10,633
2. 未払金			396,503		608,077
(1) 未払収益分配金		1,704		1,330	
(2) 未払償還金		5,660		5,660	
(3) 未払手数料		343,787		408,586	
(4) その他未払金		45,350		192,500	
3. 未払費用			583,303		752,818
4. 未払法人税等			11,174		31,501
5. 未払消費税等			38,997		42,128
6. 前受収益			-		54
7. 賞与引当金			91,112		241,535
8. 役員賞与引当金			6,458		22,308
流動負債計			1,142,521		1,709,058
固定負債					
1. 退職給付引当金			408,206		437,211
2. 役員退職慰労引当金			19,356		23,890
固定負債計			427,562		461,101
負債合計			1,570,083		2,170,159
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,594,927		5,843,079
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,282,136		2,530,288	
株主資本計			6,972,595		7,220,746
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			108		176
評価・換算差額等計			108		176
純資産合計			6,972,703		7,220,923
負債純資産合計			8,542,787		9,391,083

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			4,248,077		5,898,485
2. 運用受託報酬			1,289,990		1,846,568
営業収益計			5,538,067		7,745,053
営業費用					
1. 支払手数料			1,860,395		2,510,004
2. 広告宣伝費			2,604		1,235
3. 調査費			1,492,104		2,396,244
(1) 調査費		129,459		185,225	
(2) 委託調査費		988,082		1,851,949	
(3) 情報機器関連費		373,672		358,074	
(4) 図書費		888		995	
4. 委託計算費			181,296		207,692
5. 営業雑経費			104,940		102,102
(1) 通信費		7,672		6,944	
(2) 印刷費		87,593		86,366	
(3) 協会費		5,876		5,655	
(4) 諸会費		3,797		3,135	
営業費用計			3,641,341		5,217,280
一般管理費					
1. 給料			1,133,594		1,183,052
(1) 役員報酬		68,848		70,882	
(2) 給料・手当		1,010,113		1,004,735	
(3) 賞与		54,633		107,434	
2. 法定福利費			169,520		202,059
3. 退職金			6,136		3,276
4. 福利厚生費			3,723		3,869
5. 交際費			2,273		3,108
6. 旅費交通費			11,895		14,213
7. 事務委託費			94,455		104,724
8. 租税公課			68,018		124,851
9. 不動産賃借料			125,103		125,103
10. 退職給付費用			51,318		50,494
11. 役員退職慰労引当金繰入			4,451		4,534
12. 賞与引当金繰入			91,112		241,535
13. 役員賞与引当金繰入			6,458		22,308
14. 固定資産減価償却費			63,703		50,503
15. 諸経費			62,410		54,047
一般管理費計			1,894,176		2,187,683
営業利益			2,549		340,089

区分	注記 番号	第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			1,096		1,073
2. 受取利息			68		68
3. 時効成立分配金・償還金			-		374
4. 雑収入			751		676
営業外収益計			1,916		2,193
営業外費用					
1. 為替差損			526		641
2. 雑損失			651		630
営業外費用計			1,177		1,272
經常利益			3,288		341,010
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			725		213
特別利益計			725		213
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		50		21
2. 投資有価証券売却損			6,007		1
特別損失計			6,057		22
税引前当期純利益または 税引前当期純損失()			2,043		341,201
法人税、住民税及び事業税			45,696		156,577
法人税等調整額			29,030		63,527
当期純利益			14,622		248,151

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計		利益 準備金	別途 積立金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,267,514	5,580,304	6,957,972
当期変動額								
当期純利益						14,622	14,622	14,622
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	14,622	14,622	14,622
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,539	2,539	6,955,433
当期変動額			
当期純利益			14,622
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,647	2,647	2,647
当期変動額合計	2,647	2,647	17,270
当期末残高	108	108	6,972,703

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計		利益 準備金	別途 積立金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595
当期変動額								
当期純利益						248,151	248,151	248,151
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	248,151	248,151	248,151
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	108	108	6,972,703
当期変動額			
当期純利益			248,151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	68	68	68
当期変動額合計	68	68	248,220
当期末残高	176	176	7,220,923

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第37期 (2017年3月31日現在)	第38期 (2018年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 21,507千円 器具備品 92,906千円 その他 392千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 34,366千円 器具備品 115,139千円 その他 518千円

(損益計算書関係)

第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 1千円 ソフトウェア 48千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 21千円

(株主資本等変動計算書関係)

第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク(資金繰りリスク、信用リスク)の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと。)

第37期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,642,674	6,642,674	-
(2) 未収入金	48,324	48,324	-
(3) 未収委託者報酬	854,047	854,047	-
(4) 未収運用受託報酬	383,416	383,416	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	8,329	8,329	-
資産計	7,936,792	7,936,792	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,704)	(1,704)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(343,787)	(343,787)	-
その他未払金	(45,350)	(45,350)	-
(2) 未払費用	(583,303)	(583,303)	-
負債計	(979,807)	(979,807)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	6,642,674	-	-
未収入金	48,324	-	-
未収委託者報酬	854,047	-	-
未収運用受託報酬	383,416	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	999	6,274	1,055
合計	7,929,462	6,274	1,055

第38期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,254,267	7,254,267	-
(2) 未収委託者報酬	1,054,036	1,054,036	-
(3) 未収運用受託報酬	450,583	450,583	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,327	7,327	-
資産計	8,766,214	8,766,214	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,330)	(1,330)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(408,586)	(408,586)	-
その他未払金	(192,500)	(192,500)	-
(2) 未払費用	(752,818)	(752,818)	-
負債計	(1,360,896)	(1,360,896)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,254,267	-	-
未収委託者報酬	1,054,036	-	-
未収運用受託報酬	450,583	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,011	3,941	1,374
合計	8,760,898	3,941	1,374

(有価証券関係)

第37期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

その他有価証券の当事業年度中の売却額は39,705千円であり、売却益の合計額は725千円、売却損の合計額は6,007千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	3,515	3,250	265
	小計	3,515	3,250	265
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	4,813	4,922	109
	小計	4,813	4,922	109
合計		8,329	8,172	156

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は2,212千円であり、売却益の合計額は213千円、売却損の合計額は1千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) その他	4,233	3,924	309
	小計	4,233	3,924	309
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,093	3,147	54
	小計	3,093	3,147	54
合計		7,327	7,072	254

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第37期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	410,278千円
退職給付費用	42,832千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>44,904千円</u>
退職給付引当金の期末残高	408,206千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>408,206千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	408,206千円

<u>退職給付引当金</u>	<u>408,206千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	408,206千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,832千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,486千円
--------------	---------

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	408,206千円
退職給付費用	44,140千円
退職給付の支払額	15,136千円
退職給付引当金の期末残高	437,211千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

退職給付引当金	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	44,140千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	6,353千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期（2017年3月31日現在）	第38期（2018年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	28,117	73,958
未払事業税	2,741	8,944
未払社会保険料	4,731	12,118
退職給付引当金	130,989	141,151
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,056	15,056
繰越欠損金	39,461	11,374
その他	9,222	10,270
小計	230,321	272,873
評価性引当額	73,487	52,512
繰延税金資産計	156,833	220,361
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	47	77
繰延税金負債計	47	77
繰延税金資産の純額	156,785	220,283

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期（2017年3月31日現在）	第38期（2018年3月31日現在）	
税引前当期純損失を計上しているため 注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	30.9%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5
	住民税均等割	0.7
	評価性引当額	6.1
	その他	0.6
	税効果会計適用後の法人税率の負担率	27.3

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1 . 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

第37期 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	連結納税に伴う受取予定額 (*1)	48,324	未収入金	48,324

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

第38期 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	連結納税に伴う支払予定額 (*1)	144,109	未払金	144,109

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第37期 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結役員の兼任	投資顧問契約 (*1)	321,896	未収運用受託報酬	86,177

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第38期 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約 (*1)	321,424	未収運用受託報酬	83,978

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス (東京証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,441.29円	1株当たり純資産額	6,670.59円
1株当たり当期純利益	13.50円	1株当たり当期純利益	229.23円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益(千円)	14,622	当期純利益(千円)	248,151
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	14,622	普通株式に係る当期純利益(千円)	248,151
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 2．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 3．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5．上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

米国株式モニターファンド

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の国債、および有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げる取引をいいます。）を主要投資対象とします。また、有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 店頭デリバティブ取引をヘッジ目的以外に積極的に利用し、有価証券店頭指数等先渡取引の買建を通じて、S&P500 エクセスリターン指数と VIX 短期先物エクセスリターン指数を投資対象として、一定のルールに基づいて日次でその投資配分を調整する投資戦略（以下「ベクター戦略」といいます。）の投資成果を享受する運用を行うことで、中長期的に信託財産の成長を目指します。
- ② ベクター戦略では、S&P500 エクセスリターン指数と VIX 短期先物エクセスリターン指数の投資配分比率は、The S&P 500 Dynamic VEQTOR Index と同等の投資配分比率を目指します。
- ③ 有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。
- ④ 有価証券店頭指数等先渡取引のネット買建額の信託財産の純資産総額に対する割合は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ わが国の国債、有価証券店頭指数等先渡取引およびベクター戦略と同様の投資成果を享受する上場有価証券のネット買建額を合わせた組入れ額の信託財産の純資産総額に対する割合は、原則として 200% を上限とします。
- ⑥ 有価証券店頭指数等先渡取引の決済日までの契約期間は、原則として契約時において 6 ヶ月を超えないものとします。
- ⑦ 原則として、有価証券店頭指数等先渡取引は、取引の開始日から決済日までの間のベクター戦略の騰落率に連動する損益を受け払いする取引とします。
- ⑧ 原則として、有価証券店頭指数等先渡取引の相手方との間で、現金または有価証券による担保の差入もしくは受入を行います。
- ⑨ ファンドの設定解約動向、運用状況、その他の資金動向、市場動向等により、上記のような運用が行われない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。

- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券店頭指数等先渡取引の相手方は、契約時においていずれかの信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。）からBBB格以上の発行体信用格付を取得している相手方、またはこれに準ずる相手方とします。
- ⑤ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託
米国株式モニターファンド約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 25 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 970,262,010 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 970,262,010 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 24 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者または販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込みに応じる

ことができるものとします。ただし、委託者または販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、原則として取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。また、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日が、ニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行休業日、シカゴオプション取引所の休業日（以下、「申込不可日」といいます。）の場合には、受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第38条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます）または販売会社は当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）等における取引の停止、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引の停止、市場の流動性が著しく低下した場合、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の

規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
3. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
4. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
6. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

7. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
10. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第10号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第4号の証券ならびに第10号および第15号の証券または証書のうち第2号から第4号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係

る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託者が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 22 条、第 24 条、第 28 条から第 30 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 22 条、第 24 条、第 28 条から第 30 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(先物取引等の運用指図)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券

店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所等および外国の金融商品取引所等によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所等および外国の金融商品取引所等によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨有価証券への投資制限）

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（信託業務の委託等）

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価

証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から平成27年1月15日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 145 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方法）

第 37 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 38 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 41 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第 38 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第 39 条 受益者が、収益分配金について第 38 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 38 条第 3 項に規定する支払開始日から

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については第38条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める一部解約の実行の請求の締め切り時間までに1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、申込不可日の場合においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引の停止、市場の流動性が著しく低下した場合、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする有価証券店頭指数等先渡取引の相手方の信用状況が著しく悪化し、いずれの信用格付業者等（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。）からもBBB格以上の発行体信用格付を維持できなくなった場合であって、同等の取引を合理的な条件で行う相手方が他に見出せない場合、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引契約が終了することとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 48 条 この信託は、受益者が第 41 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託

契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 49 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 50 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 52 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 54 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 26 年 2 月 28 日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社